

連携協力協定書

国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と株式会社みちのく銀行（以下「乙」という。）は、地域の振興と相互の発展を目指し、相互の理解と連携を円滑にするため、青森県内地域を中心とした産学連携協力につき、以下のとおり協定する。

（目的）

第一条 この協定は、甲及び乙それぞれが保有する研究シーズや企業ニーズに関する情報、ノウハウ等を用いて相互に協力し、地域経済の活性化と社会の発展に貢献することを目的とする。

（協力事項）

第二条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について互いに連携協力するものとする。

- (1) 地域経済活性化に関する情報交換及び支援
- (2) 大学の研究成果等に関する情報交換及び支援
- (3) 地域企業の研究開発ニーズ等の紹介支援
- (4) 大学発ベンチャー企業に関する情報交換及び支援
- (5) その他必要と認める事項

（連絡窓口の設置と交流）

第三条 甲と乙は、円滑に連携協力を進めるため、それぞれ連絡窓口を設置する。相互に人材の交流を積極的に図り、互いの人材の育成、業務や組織文化の相互理解を通じて、本協定の実をより大きなものにする。

（秘密保持）

第四条 甲及び乙は、第二条各号の連携協力により相手方から提供された情報について、相手方の事前の了承なく第三者に開示・漏洩しない。また、本協定の目的以外に提供された情報を利用しない。

（協定の期間）

第五条 本協定の有効期間は、平成20年3月31日までとする。但し、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き本協定は1年間更新されその後も同様とする。

（協議）

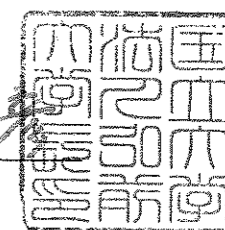
第六条 本協定に定めのない事項、疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議して別に定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

平成19年6月25日

甲 国立大学法人弘前大学長

遠藤正春



乙 株式会社みちのく銀行
代表取締役 頭取

杉本康雄

